

【EU】気候－エネルギーに関する包括議案を採択

海外立法情報調査室・植月 献二

* 2009年4月6日、EU理事会(閣僚理事会)は、気候変動と闘い再生可能エネルギーを推進する方策を盛り込んだ「気候－エネルギー包括議案」を採択した。これにより、京都議定書が設定した目標期限(2012年)より先の2020年までを見通した具体的なEUの目標が定まり、これらを実現させる政策や各構成国の立法活動が始動する。

包括議案の背景と経緯

欧州連合(EU)は、地球温暖化による世界の平均気温の上昇を産業革命前の水準と比べて摂氏2度を超えないようにすることが不可欠で、これを超えると地球気候に繰り返しのつかない壊滅的な変化が生じる可能性があるとして認識している。そのためには、全世界の温室効果ガス排出量を2020年頃までに安定させ、2050年までに1990年比で最大50%にまで削減する必要があるとしている。

欧州委員会はこの認識に基づき、2007年3月、欧州理事会(EU首脳会議)に対し、京都議定書が目標期限としている2012年より先、2020年までを見通して気候変動と闘う行動計画を提案し、承認された。EUがこのように目標を立て、積極的な活動を展開してきていることの背景には、主要排出国が直ちに行動を起こすならば、技術的にも経済的にもこの目標を実現することが可能であり、また、その恩恵は、これに要する経済的代償をはるかに上回るという認識がある。

欧州委員会は、この目標を具体的に達成するために、気候－エネルギーに関する包括議案を2008年1月に提案した。議案の取り扱いは共同決定手続きであり、その成立には、EU理事会及び欧州議会双方の賛成が必要である。

その後、この手続きに沿った審議が進む中、2008年12月に開催されたEU首脳会議においては、この議案に関連した2つの重要な目標が確認された。ひとつは、温室効果ガスの排出量に関するもので、EUにおける目標として2020年までに1990年比で20%削減するというものであり、さらに意欲的に、次回2009年12月のコペンハーゲンにおける気候変動枠組条約締約国会議において、他の先進国が相応な削減目標の達成を引き受け、かつ、途上国のうち経済的に発展した国々がそれらの責任と能力に見合う貢献をなすという条件が整うのであれば、この削減率を30%まで引き上げるというものである。一方、温室効果ガスの最大排出国である米国が京都議定書から離脱したために、国際的な取組みの遅れが指摘されていたところであるが、米国議会下院におけるこれに関する法案提出の動きが2009年3月31日に報道されており、また、環境・エネルギー政策に意欲的なオバマ米大統領の訪欧の際、EUとの首脳会議が開催され、4月6日、米欧の気候変動にかかる協力強化が合意された。

もうひとつのEU首脳会議での合意は、再生可能エネルギーの利用率に関するもの

で、EU の総エネルギー消費量に占めるその割合を、同じく 2020 年までに 20%までに高めるというものである。

こうした合意も担保する包括議案は、その後 2008 年 12 月 17 日の欧州議会の第一読会にて修正が加えられて採択された。これを受けて、4 月 6 日の EU 理事会にて、それら全ての修正は了承され、この包括議案は最終決定された。

包括議案の内容

この包括議案は規則、指令及び決定いずれかの法の制定又は改定を求める 6 つの議案からなっており、構成国に対する拘束力を持つものであるが、指令及び決定におけるその実施方法は構成国に任せられている。以下にこれらの概要を紹介する。

- (1) **再生可能エネルギーの利用促進**：現行指令を改廃し、風力、水力、太陽光、バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーの利用について、構成国に応じた目標値を定め、2020 年までに EU 全体のエネルギー消費量に占めるその利用率を 20%までに、同時に、構成国の運輸関係エネルギー消費におけるその利用率を 10%までに引き上げることとした。構成国には、官報公示後 18 か月以内の国内法整備が求められている。
- (2) **EU 排出量取引制度の改善と拡張**：EU における温室効果ガスの既存排出量取引の現行指令による枠組みの欠陥を改正し、全ての割当量取引は 2013 年からオークションにて行うとするなどの指令。構成国には 2012 年までの国内法整備が求められている。
- (3) **EU 排出量取引以外の部門における EU 構成国の排出削減努力**：エネルギーを多く消費する産業部門に適用されている上記排出量取引制度の対象外である運輸、建設、農業及び廃棄物部門などの広い分野における温室効果ガスの排出削減を行うため、各構成国に対し個別に応じた排出削減目標を課する決定。官報公示後に発効。
- (4) **欧州の乗用車をクリーン化**：乗用車の炭酸ガス排出量に関して法的拘束力をもつ基準を定めた新規則。2012 年以降に生産される乗用車に適用される。官報公示後に発効。
- (5) **燃料及びバイオ燃料の新環境基準**：燃料による大気汚染防止及び温室効果ガス排出削減を目指す環境基準を定めた指令の改正。ガソリンやディーゼル燃料へのバイオ燃料の混合を促進し、同時に、その弊害対策としてバイオ燃料に関する持続性のある基準を定めている。構成国には 2010 年までの国内法整備が求められている。
- (6) **炭素回収と貯留の調整枠組み**：既存規則や指令の改正を伴うもので、炭酸ガスを地中に固定し貯留することに関する調整の枠組みを用意する指令。貯留用地のアセスメント、承認手続き、封鎖などに関する条件を定めている。構成国には 2 年以内の国内法整備が求められている。

主要な参考文献（インターネット情報はすべて 2009 年 4 月 16 日現在である。）

- ・ “ Council adopts climate-energy legislative package”, Council of the European Union.
<http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_Data/docs/pressdata/en/misc/107136.pdf>
- ・ 山口聡「EU—主導権の掌握に向けた戦略—」『地球温暖化をめぐる国際交渉』2008.8, pp.77-99.
< <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/20080308.pdf>>